

夏祭りで披露しよう
「名張音頭」普及講習会

日時 7月7日(土) 午後1時30分～3時30分
 場所 総合福祉センターふれあい(丸之内)
 対象 市内在住、在勤の人 ◎参加無料
 申込 7月6日(金)までに、総合体育館(夏見)にある申込用紙に記入し、同窓口へ

☎ 名張音頭保存会(大森) ☎ 65-3643

子育て講座「子どもに起きやすい事故に対する予防と手当及び感染症対策」

日時 7月17日(火) 午前10時30分～正午
 場所 こども支援センターかがやき(桔梗が丘西3)
 対象 市内在住の子育て中の保護者
 定員 15人 ※先着順
 講師 日本赤十字社 三重県支部
 申込 6月26日(火)から7月7日(土)までに電話で問い合わせ先へ ※託児が必要な場合は、同時にお申し込みください(先着20人)。

☎ こども支援センターかがやき ☎ 67-0250

こども支援センターかがやき催物

開館時間 午前9時30分～午後5時
 ※日・月曜日、祝日(月曜日が祝日のときは翌日休館)、年末年始は休館

▼はじめて広場
 7月13日(金) 午前10時30分～ ☆「かがやき」を利用したことがない人は、気軽にご参加ください。

▼親子で遊ぼう 7月6日(金)「企画ママパパによる」小麦粉粘土で遊ぼう
 ※当日受付先着50人。材料費50円
 7月28日(土) ミニコンサート…「よつば」によるアンサンブル ※参加無料
 ◎いずれも午前10時45分～

☎ こども支援センターかがやき(桔梗が丘西3) ☎ 67-0250

リバーナホール催物
 【イオン名張店3階】

☎ 商工経済室 ☎ 63-7824

■ 錦生、薦原、美旗の美術作品展
 日時 7月5日(木)～8日(日) 午前10時～午後6時(初日は正午から、最終日は5時まで)
 主催 あすなろ展

■ 名張スケッチクラブ四季彩展
 日時 7月27日(金)～29日(日) 午前10時～午後6時(最終日は5時まで)
 主催 名張スケッチクラブ

7月の献血 ☎ 地域医療室 ☎ 63-3913

日時 7月3日(火) 午前9時30分～午後零時30分、午後1時30分～3時
 場所 市役所1階大会議室

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059-221-6883 / 保険年金室 ☎ 63-7105

被保険者証が変わります。ピンク色から若草色へ

7月下旬に新しい保険証(若草色)を簡易書留郵便で送付します。現在の保険証(ピンク色)は7月31日が有効期限です。8月からは必ず新しい保険証で診療を受けてください。

●世帯全員が住民税非課税の場合、申請すれば入院した場合などに、病院窓口で自己負担額や食事代が減額されます。該当する人は、市役所1階保険年金室で、後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付手続きをしてください。すでに交付を受けていて8月以降も入院予定の人は、7月下旬に更新手続きをしてください。

保険料が上がります。均等割額 39,120円、所得割額 7.55%

被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、賦課を行います。7月中旬に、保険年金室から保険料額と納付方法の通知を送付します。

年間保険料額 (限度額 55万円) = [均等割額] 39,120円 + [所得割額(算出方法)] (平成23年中の総所得金額等 - 33万円) × 7.55%

※「総所得金額等」…▼各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
 ▼遺族年金や障害年金は収入に含みません。
 ▼各種所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など)は適用されません。

次の人は、保険料が軽減されます

■ 低所得世帯の人

均等割軽減

判定基準(同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額)	軽減後の年額
33万円以下であって、被保険者全員の年金収入が80万円以下	3,912円
33万円以下	5,868円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円 以下	19,560円
33万円+被保険者数×35万円 以下	31,296円

■ 所得割軽減

(平成23年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円) が58万円以下	5割軽減
------------------------------------	------

※年金収入のみの場合、153万円～211万円の人が対象。年金収入が153万円未満の人は所得割は課されません。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※)の被扶養者であった人

均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置が行われていない場合は、保険年金室へご連絡ください。 ※市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

■ 災害に遭われた場合や生活困窮により保険料納付が著しく困難な人(要申請)

保険料の納付方法は、原則年金からの天引きとなります

■ 年金からの天引きとなる人は一
 保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。
 徴収月 4月～平成25年2月の偶数月(6期)

後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金1回あたりの支給額の2分の1を超える場合などは、納付書や口座振替での納付となります。

■ 納付書や口座振替などで納付となる人は一
 保険料額決定通知書と納付書を送付します。
 徴収月 7月～平成25年3月の各月(9期)
 ※年金受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と

■ 「年金天引き」から「口座振替」への変更
 保険年金室に申し出ることによって口座振替に変更することができます。
 持ち物 振込口座の通帳、通帳印、被保険者証
 ◎詳しくは、保険年金室(☎63-7105)へ

不活化ポリオワクチンが9月から導入される予定です

ウイルスを殺してつくる不活化ポリオワクチン(4回/皮下に注射)が9月から導入される予定です。
 また、不活化ポリオワクチン導入後は、生

ポリオワクチン(2回/口から飲む)の使用が中止される予定です。
 ○ポリオワクチンの標準的な初回接種は生後3ヵ月から12ヵ月です。
 ○今後の接種については、健康支援室へご相談ください。

☎ 健康支援室 ☎ 63-6970